

※この案内への記載事項は令和元年 12 月 17 日現在のものです。施設および開設準備の状況に応じて内容が変更となる場合があります。ご了承ください。

■施設の概要

- ◆住所 665-0844 兵庫県宝塚市武庫川町 7 番 64 号
- ◆電話 0797-62-6800
- ◆FAX 0797-62-6880
- ◆開館時間 午前 10 時から午後 6 時まで
- ◆休館日 毎週水曜日、年末年始、その他、設備点検、事業準備などにより臨時休館する場合があります。

■令和 2 年 4 月 19 日の施設開設までの利用申込受付

- ◆施設開設までは下記の日時に限り、施設 1 階ライブラリーにて施設の利用申込の受付を行います。利用申込受付日は午前 10 時より施設東側の入口よりご入館いただけます。ご入館口について詳しくは、「施設 MAP」をごらんください。

受付日	受付時間	申込受付の対象期間	
		サブギャラリー1 日利用	左記以外の施設利用
令和元年 12 月 20 日(金)	午前 10 時 30 分 より正午まで	令和 2 年 6 月末日までの利用	令和 2 年 12 月末日までの利用
令和 2 年 1 月 6 日 (月)		令和 2 年 7 月末日までの利用	令和 3 年 1 月末日までの利用
令和 2 年 2 月 1 日 (土)		令和 2 年 8 月末日までの利用	令和 3 年 2 月末日までの利用
令和 2 年 3 月 1 日 (日)		令和 2 年 9 月末日までの利用	令和 3 年 3 月末日までの利用
令和 2 年 4 月 2 日 (木)		令和 2 年 10 月末日までの利用	令和 3 年 4 月末日までの利用

- ◆午前 10 時 30 分から施設利用申込順を決める抽選会を行います。抽選により決定した申込順に従い、施設利用申込を受付けます。抽選会への参加をご希望の方は、午前 10 時から 10 時 30 分の間に参加申込を行ってください。午前 10 時 30 分以降にいらっしゃった方は、抽選会参加者の申込受付が終了した後に先着順にて申込を受付いたします。

抽選会に参加できるのは 1 団体につき 1 名です。また、1 名で複数の団体分の抽選に参加することはできません。また、同じ団体に属するメンバー・関係者が複数の団体名を使用して抽選会に参加することはできません。

- ◆施設の空き状況は、施設 HP、お電話でご確認ください。

- ◆令和元年 12 月 20 日から令和 2 年 4 月 2 日までの利用申込受付では利用料金をお支払いいただかず、仮予約となります。利用料金につきましては、下記の期間中に、施設 1 階受付または銀行振込みにて全額をお支払いください。また、施設利用開始までに「利用許可申請書」のご記入、ご提出をいただきます。

- ・メインギャラリー、サブギャラリー、キューブホール、アトリエ、会議室
センター屋内の共用スペースの利用料金 …令和 2 年 4 月 20 日 (月) から 4 月 26 日 (日) まで
- ・センター屋外の共用スペース (おおやね広場・屋上庭園)、庭園の利用料金
…令和 2 年 4 月 20 日 (月) からご利用日当日まで

- ◆メインギャラリーのご利用については、「利用許可申請書」に加え事業内容の分かる書類をご提出いただきます。ご提出いただいた事業内容によって、利用の許可について判断をいたします。施設利用の制限・取消

しに該当する内容でなくともご利用をお断りすることがあります。

- ◆利用許可書は、施設の利用料金をお支払いいただき、利用申込の手続きが全て完了いたしましたらお渡しいたします。

■施設の利用時間と料金

利用時間には、会場の設営・準備、撤収・片付け等のすべての時間を含みます。利用時間の区分を超えて引き続き利用する場合、料金はそれぞれの区分の利用料金の合計となります。その場合、区分間の入替え時間も利用可能です。

■利用許可の変更

- ◆利用許可内容の変更は、やむを得ない理由があると認められる以外は原則としてできません。

■利用許可の取消

- ◆利用許可の取消をする場合は、既に納付した利用料は返還できません。ただし、特別な理由があると認められる場合は、規則によりその全部または一部を返還することができます。

- ① 災害その他、利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき…全額
- ② 利用者の理由により利用の取消を申し出て、その理由が認められたとき…以下に記載の期限と額
・メインギャラリー・サブギャラリー・キューブホール

【取消期限／返還額】

利用許可日から利用開始日の 180 日前 / 利用料金の 8 割
利用開始日の 179 日前から 90 日前 / 利用料金の 5 割
利用開始日の 89 日前から利用開始日 / 返還しない

- ・アトリエ・会議室・センターの共用スペース・庭園

【取消期限／返還額】

利用許可日から利用開始日の 30 日前 / 利用料金の 8 割
利用開始日の 29 日前から利用開始日 / 返還しない

※理由によっては取消が認められない場合もあります。事前にセンター受付にお尋ねください。

※利用許可の取消は電話では受付できません。利用許可書と印鑑をご持参の上、直接センター受付までお越しください。

■利用の制限・取消し等

- ◆次の場合は利用の許可はできません。(利用の制限)

- ・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- ・施設、附属設備、器具等を破損、または滅失させるおそれがあるとき。
- ・集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ・開館の管理運営上支障があり、利用を不相当と認めるとき。
- ・宗教活動、宗派活動のための利用であるとき。
- ・特定の政党、会派等の構成員のみの研修・会議。
- ・特定の政党、会派等の政策目的を実現するための集会。

※政党、会派等とは、政治団体のうち、所属する国会議員（衆議院議員又は参議院議員）を 5 人以上有するものであるか、近い国政選挙で全国を通して 2%以上の得票（選挙区・比例代表区いずれか）を得たもの、

又は国会、地方議会において会派等を形成しているものをいいます。

※議員は、現に国会、地方議会において議席を有しているもの。

◆次の場合は利用許可を取消、または利用の停止その他必要な措置を講ずることがあります。

- ・宝塚市立文化芸術センター条例、宝塚市立文化芸術センター条例施行規則、宝塚市都市公園条例、宝塚市都市公園条例施行規則に違反したとき。
- ・前記利用の制限のいずれかに該当したとき。
- ・虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- ・災害その他緊急事態が発生したとき。

※尚、これらの利用の許可の取消し等によって利用者に損害が生じても、当施設は一切その責めを負いません。

■権利譲渡等の禁止

許可を受けた目的以外に施設を利用し、または施設利用の権利を譲渡、転貸することはできません。

■事前打合せ

メインギャラリー・サブギャラリー・キューブホール・センターの共用スペース・庭園の利用にあたってはおおむねご利用の3か月～1か月前に打合せを行います。おおむねご利用の2か月前になりましたら利用申請者様に電話にて連絡し、打合せの日程調整をいたします。

■優先予約

施設指定管理者等が行う事業等の優先予約の為、申込みできない場合があります。希望日時の希望施設が空いているか、事前にお問合せください。

■利用上の注意

◆利用許可書の携帯

利用時は、必ず利用許可書を携帯し、利用前にセンター受付にご提示ください。

◆利用時間の厳守

許可された利用時間には、会場の設営・準備、撤収・片付け等のすべての時間を含みます。時間内にすべてが終了するように厳守してください。

◆守っていただくこと

- ・収容定員以上の入場をさせないこと。
- ・所定の場所以外で飲食、喫煙をしないこと。
- ・許可を受けないで館内に貼り紙、くぎ打ち、画鋲止等をしないこと。
※ポスター、看板等の掲示については、事前にセンター受付で打合せをして許可を受けてください。
- ・許可を受けないで物品の販売、チラシ等宣伝物の配布、宣伝行為、寄付の募集をしないこと。
- ・利用を許可された場所以外に出入りしないこと。
- ・利用を許可されていない附属設備等を使用しないこと。
- ・附属設備等は所定の場所以外に持ち出さないこと。
- ・騒音、放歌、暴力等、他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- ・他人に危害を及ぼしたり、迷惑となる物品（煙火物、爆発物、棒、竹竿等）、または動物の類（盲導犬及び介助犬を除く）を持込まないこと。
- ・非常口、消火用設備等のまわりには物品を置かないこと。

- ・機械器具等は、スタッフの指示に従い使用すること。
- ・施設運営の職務執行のためにスタッフが使用中の場所に立入る場合、これを拒否しないこと。

◆事故防止

- ・利用者は、館内外が混雑しないよう入場者を適切に誘導してください。
- ・利用者は、災害に備えて非常口の場所、避難誘導の方法、消火用設備等を前もって熟知し、利用日には入場者に知らせてください。
- ・持ち物、貴重品については、各自の責任において保管し、盗難等については厳重に注意してください。

◆原状回復

- ・施設、附属設備等は、利用終了後ただちに元の状態に戻し、センター受付へ連絡してください。
- ・ごみ等は、利用者が責任をもって処理してください。

◆損害賠償

利用者は、施設または附属設備等を破損、あるいは滅失させた場合は、速やかにセンター受付に届け出ると同時に条例の定めるところにより賠償していただきます。

◆官公署等への届け出

関係官公署への届け出や協力が必要な場合は、利用者で手続きしてください。

- ・警備防犯
- ・食品衛生
- ・防火管理
- ・音楽、映像、その他、施設利用に伴う著作権利用

◆その他準備物

- ・施設の利用に際し、特別な設備または附属設備以外の器具を持ち込み利用される場合は、事前に施設の許可を受けてください。
- ・催し物に必要な事務用品や消耗品等は、利用者で準備してください。

■お問合せ

宝塚市立文化芸術センター 〒665-0844 兵庫県宝塚市武庫川町7番64号 TEL：0797-62-6800

- ◆ お問合せ時間 ・令和2年4月18日（土）まで：土日祝日、年末年始を除く午前10時～午後5時
- ・令和2年4月19日（日）以降：水曜日、その他休館日を除く午前10時～午後5時

宝塚市立文化芸術センター 施設MAP

利用申込受付日は、午前 10 時よりご入館いただけます。

なお、駐車場および駐輪場はご利用できませんので予めご了承ください。



庭園工事のため、手塚治虫記念館側からは入場できません。施設北側からお回りください。